

道路啓開計画の策定経緯・概要・今後の予定

令和8年7月8日

島根県道路啓開協議会

策定の経緯

道路啓開とは

緊急車両の通行を確保するため、発災直後から道路上に堆積した土砂やがれき等の障害物を除去し、段差の解消等を行うことにより、被災地への救援・救助ルートを切り開く作業

策定の経緯

- 県は、令和6年7月に道路啓開計画を策定
- 昨年度、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化を図るため、改正道路法において、道路啓開計画の策定が法定化
- 今年度、現計画を見直し、改正道路法に基づき、道路管理者及び関係者で構成する「島根県道路啓開協議会」を設立し、島根県道路啓開計画(地震・津波災害編)を策定

地震・津波などによる被災



写真の一部: 中国地方道路啓開計画載

道路啓開による車線確保



土砂崩落復旧前



道路啓開後(1車線確保)



電線にかかった倒木



道路啓開後

写真: 北陸圏域道路啓開計画

主な見直し事項の概要

令和6年能登半島地震を踏まえた緊急提言

- ①建設業者等の民間企業との連携
- ②代替手段も備えた総合的な防災力の強化
- ③道路啓開計画などの事前準備と訓練等による実効性向上

北陸圏域など国の道路啓開計画の見直し事項

- ①自衛隊等と連携した空路・海路を活用したアクセスルートの確保
- ②幹線道路に加え全ての道路(市道・林道・農道)を活用
- ③被災状況早期把握のための迅速な情報収集体制の構築



島根県道路啓開計画の見直し

◆能登半島地震を踏まえた緊急提言や国の道路啓開計画の内容を参考に主に以下の見直しを行う

- ①協議会構成員の追加による連携・協力体制の再構築と訓練の充実化
- ②海路・空路を活用したアクセスルートの確保

主な見直し事項の概要

現計画(R6.7)から見直しを行う内容

項目	現計画(R6.7)	今回計画
1号:対象となる災害の種類	・地域防災計画記載の10地震 ・対象地域(全県)	変更なし
2号:道路啓開の目標	概ね24・72時間以内の2段階	・概ね24・72時間以内の2段階(全て) ・概ね24・48・72時間以内の3段階(2地震)
3号:優先的に道路啓開を実施する路線・区間	「緊急輸送道路NW計画」路線を基本に「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」も考慮	・緊急輸送道路NW計画(R7.9版)の追加路線を反映(島根半島部等)し、時点更新 ・海路・空路を活用したアクセスルートの確保
4号:道路啓開の方法	全県で設定した路線・区間で啓開実施者を割付	時点更新
5号:資機材の備蓄・調達	例示のみ	対象10地震全てで被災量を算出し、資機材の過不足を確認
6号:実践的な訓練	実働訓練・図上訓練など実施	・内容の充実化 ・被害想定に基づき実践的な訓練を実施(今後30年以内に発生確率がある宍道断層・弥栄断層の2地震で訓練し課題抽出)
7号:情報収集・伝達	災害発生時の連絡表、情報共有すべき内容などを整理	構成員を追加し、連携・協力体制を再構築
8号:その他	定期的な計画の見直し	複合災害(風水害・原子力災害)など追加検討

※1号～8号の表現は、「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】(令和7年7月)」の表現を使用しています

道路啓開計画の内容と協議予定

道路法第22条の3第2項に基づき記載が必要な事項

1号:対象となる災害の種類	}	第1回協議会で協議
2号:道路啓開の目標		
3号:優先的に道路啓開を実施する路線・区間	}	第2回協議会で協議 (今回、概要説明)
4号:道路啓開の方法		
5号:資機材の備蓄・調達	}	第3回協議会で協議 (今回、概要説明)
6号:実践的な訓練		
7号:情報収集・伝達		
8号:その他		

※1号～8号の表現は、「道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】(令和7年7月)」の表現を使用しています

協議予定

開催回	開催時期	協議事項・説明内容
第1回	令和8年7月8日	・想定する大規模災害(1号関係)【決定】 ・道路啓開の目標(2号関係)【決定】 ・その他記載が必要な事項の概要説明
第2回	令和8年10～11月頃	・優先的に啓開を実施する路線・区間(3号関係) ・道路啓開の方法について(4号関係) ・資機材の備蓄・調達(5号関係)
第3回	令和8年11～12月頃	・実践的な訓練(6号関係) ・情報収集・伝達(7号関係) ・その他(8号関係) ・計画(素案)
第4回	令和9年2月頃	・計画(案)